

埼玉県立小児医療センター新生児搬送車運転業務 特記仕様書

本仕様書は、新生児搬送車運転業務についての基本的仕様を定めるものであり、現場の状況に応じ、記載されていない細部についても誠意をもって対応するものとする。

1 業務場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2ほか

2 業務車両

埼玉県立小児医療センターに配置する搬送車（3台）

なお、出動は医師等が指示した搬送車により行う。

3 業務内容

- (1) 搬送車の運転業務
- (2) 保育器、ストレッチャー等の搬入・搬出等の補助業務
- (3) 搬送に必要な医療機器、物品等の搭載・準備
- (4) その他、医師等の指示に基づいて行う搬送補助
- (5) 車両の日常点検
- (6) 搬送車内の酸素、機器及び電源の日常点検
- (7) 搬送車内の清拭
- (8) 搬送車の洗車（車庫清掃含む。）
- (9) 搬送車への給油

詳細は「新生児搬送車運転業務マニュアル」、
「搬送用救急車機器点検手順」による。

4 実施回数等

日常点検は毎日実施すること。

車内清拭は出動前後に実施すること。

必要な酸素、空気、機器及び物品の搬入、充電は出動前に完了させておくこと。

その他の業務は必要に応じて実施し、常時出動できる体制に整えておくこと。

5 業務に従事する者

業務に従事する者は以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 中型自動車運転免許または大型自動車運転免許取得後2年間以上の運転経験を有していること。
- (2) 健康状態が良好であること。

6 緊急走行時の遵守事項

前項に加えて緊急走行する場合は、搬送車の種類に応じて道路交通法に基づく緊急自動車の運転資格を満たしていること。

また、緊急走行時は道路交通法の特例を受けることができるが、より高い注意義務と危機回避義務を負っていることを念頭において、安全運行に努めること。

7 人員体制

24時間救急出動できるよう搬送車運転手1名を院内に常駐させること。常駐場所は、当センター地下駐車場前の運転手控室とする。

交通事故防止のため、運転業務に無理の生じることの無いよう十分な人員を配置すること。

8 職員の教育

救急搬送の特殊性に配慮した職員の教育を行うこと。

交通事故防止のため、安全運転の教育を行うこと。

9 業務の記録及び運行管理

運転業務日誌、運転管理簿、日常点検表を作成し、提出すること。

10 異状又は事故報告

受託者は、搬送車の異状を認めた場合は、委託者に報告すること。

事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、委託者及び関係先に連絡すること。

11 負担区分

(1) 搬送車に使用する燃料、有料道路使用料、その他搬送車消耗品の購入に要する経費は、委託者の負担とする。

(2) 搬送車の整備、修理に要する費用は、委託者の負担とする。

(3) 搬送車に係る重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車損害賠償任意保険料は委託者の負担とする。

(4) 業務に必要な被服、用紙等に係る経費は受託者の負担とする。

12 その他

受託者は、委託者と十分な協議を行いながら業務を実施すること。